

公益社団法人

日本社会 福祉士会 NEWS


No.220
JUNE.2026

 ホームページのURL
<https://www.jacsw.or.jp/>

法制審議会 民法（成年後見等関係）部会要綱案と今後求められる取り組み	1
民法等改正法律案の到達点と社会福祉士の役割	4
社会保障審議会 福祉部会（第33回）開催報告	5
国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) 臨時総会報告	5
世界ソーシャルワークデー2026 記念シンポジウム 開催報告	6
ソーシャルワーク専門職として 仲間とともに未来をつくろう	7
e-ラーニング講座のご案内	8
生涯研修制度 ～基礎課程から専門課程へステップアップ！～	9
「強化ルート研修」がスタートします ～認定社会福祉士を取得しよう～	10
全国大会・社会福祉士学会情報（青森大会、奈良大会）	11
能登半島地震被災地への支援をありがとうございます	12
2025年度臨時総会を開催しました	13
2026年度通常総会の議案について／新理事のご紹介	14
2025年度補助金・助成金事業報告	15
2026年度補助金・委託事業	18
法務省保護局からの情報	19
声明文を発信しました／2026年度日本社会福祉士会 行事予定表	20
BOOK / 情報コーナー	21
事務局組織図 / 四谷事務局だより	22

法制審議会 民法（成年後見等関係）部会 要綱案と今後求められる取り組み

2026年4月、成年後見制度を見直す「民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が閣議決定を経て、国会に提出されました。本特集では、法制審議会民法（成年後見等関係）部会（以下「本部会」）の審議に委員として関わった星野美子参事に、法改正の要点と社会福祉士に求められる役割や今後の実践に向けた展望について、また、部会に随行者として陪席した西原留美子アドバイザーに、民法等改正法律案の到達点と社会福祉士の役割について寄稿いただきました。

日本社会福祉士会 参事 星野美子

1. 要綱案のとりまとめと国会での審議

2026（令和8）年4月3日、「民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が閣議決定し、国会に提出されたことが報道された。この法律案のなかに、民法（成年後見等関係）部会で審議された要綱案に基づく法文も含まれている。

振り返れば、国は「第二期成年後見制度利用促進基本計画（2022（令和4）年3月25日閣議決定）」において、「障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮し、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う」との一節を記載

し、民法改正へ向けての舵を切った。同年10月に、国連の障害者権利委員会から「意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること」という総括所見を受けたことも、この法改正の議論においては大きな影響を与えた。

今回の要綱案は、前回の法改正（1999（平成11）年2月）から実に26年の年月とその間の社会の変化を受け、ソーシャルワーカーである社会福祉士がこの制度に関わり、身上保護（当時は身上監護）や意思決定支援に取り組んできた成果が、やっと法律に反映されたものと言える。成年後見制度は単なる財産管理

制度ではなく、本人の権利擁護に資する大事な制度であること、そして、本人に代わって代理権を行使するにあたって、制度を利用する本人が客体に置かれる制度ではないことが、はっきりとした。

2. 審議会での議論の状況（本会が発信したパブリックコメントでの意見を中心に）

本会が2025（令和7）年6月に法務省から示された中間試案に対して行ったパブリックコメント（同年8月発出）で求めた多くの内容が要綱案に反映されている。

（1）本人の意思尊重と意思決定支援の義務化についての明文化

本人の意思尊重については、民法第858条（身上配慮義務を規定する条項）に、以下の条文が追加されることとなる。本会が最も強く求めた事項である。

『補助人は、補助の事務を行うに当たっては、補助開始の審判を受けた者の心身の状態に応じて、その者に対し、その事務に関する情報の提供をしてその者のその事務に関する陳述を聴取すること、その他の適切な方法により、その事務に関する意向を把握するようにしなければならない。』

（※“補助人”は、現行制度の成年後見人、保佐人、補助人を包含する）

これは、「本人抜きにして、決定してはいけない」

という強い義務規定である。とはいえ、最善を尽くしたとしても、実現できない場合があることは否定できない。ここでの義務は、結果に対してではなく、プロセスに対してかけられているものであるとの解釈が必要である。

（2）類型の一元化

類型が一元化されたことは、今回の法改正の議論での大きな変革といえる。すなわち、対象となる人に対して、その人個人の能力の程度で類型を振り分けるのではなく、その人の置かれた環境や支援者の関わり方などから「どこに支援が必要とされているのか」という必要性を見極めて、必要な範囲において代理権を付与する、という考え方になる。本人の同意が原則とされるが、本人自身が意思表示をすることが困難であり、必要性があると判断される場合は、本人の同意がなくとも申立ては可能である。

ただし、本人が明確に同意をしないという意思表示をしている場合には、必要性との関係も踏まえ、本人の能力を判断する必要性が生じる。現行の後見類型でいわれる「事理弁識能力を欠く常況」という医学的判断が必要となり、改正法ではこの判断をする場合は、鑑定または医師2名による意見が求められることになる。この結果、「特定補助人」が選任されることになるが、現行の後見類型の方がみな

現行法定後見制度と民法等の一部を改正する法律案における法定後見制度の比較

類型	現行法定後見制度			改正法律案	
	後見	保佐	補助	補助（後見、保佐の廃止）	
事理弁識能力	欠く常況	著しく不十分	不十分	不十分である者の全て	
開始の請求ができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、他の類型の保護者・監督人、検察官			本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助開始の審判を請求することができる者として公正証書によって本人の指定した者、検察官	
開始の本人同意	不要	不要	必要	必要、意思を表示できない場合は不要	
同意が必要な行為	日常生活に関する行為以外の行為の取消し	民法13条1項所定の行為、それ以外の行為も可	民法13条1項所定の行為の一部	<ul style="list-style-type: none"> ・必要があると認めるとき ・改正法案9条2項一から十一に掲げる特定の行為 ・日常生活に関する行為は除く 	特定補助人を付する審判 <ul style="list-style-type: none"> ・事理弁識能力を欠く常況で、かつ必要があると認めるとき ・改正法案9条2項一から十一に掲げる行為の取消し、それ以外の行為の取消しも可、日常生活に関する行為は除く
取消しが可能な行為	本人同意不要		本人同意必要	本人同意必要、意思を表示できない場合は不要	本人同意不要
代理権の範囲	財産に関する全ての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める特定の法律行為		特定補助人の権限：取消権の行使、意思表示の受領、財産に関する保存行為	
	本人同意不要	本人同意必要		必要があると認めるとき、特定の法律行為	本人同意必要、意思を表示できない場合は不要

（民法改正法律案（2026年4月現在）等に基づき、西原留美子アドバイザー作成）

「特定補助人」を要するわけではなく、例外的・限定的な対応であることを、十分に踏まえておく必要がある。

そしてここでは「同意」について、福祉的立場から整理を試みて、社会に発信していく必要があると感じている。つまり、言葉のみで本人の同意の有無は図れないし、本人の思いは揺れ動くものである。支援者の関わり方で関係性を構築しながら同意を得る経験は、多くの社会福祉士が実践で体得しているものである。

(3) 見直しの仕組みの規定

『補助人は、家庭裁判所の定めるところにより、毎年一回一定の時期に、補助開始の審判を受けた者の状況その他家庭裁判所の命ずる事項を家庭裁判所に報告しなければならない。』

期限を設定して、更新制にするのではなく、毎年定期報告の時期に本人の状況の変化を支援チームで確認し、本人の意向も踏まえて、継続する必要があるかどうかを家庭裁判所に報告することは、本会が求めていた見直しのあり方であった。この仕組みを実現するためには、ソーシャルワーカーとしての機能（アセスメント、モニタリング）が必須となる。

あわせて、申立て時に『家庭裁判所は、補助開始の審判を受ける者となるべき者の精神の状況につき医師その他適当な者の意見を聴かなければ、補助開

始の審判をすることができない。』という法文が入る。つまりこれは、現状の本人情報シートをイメージしており、補助開始の審判をするにあたって「医師だけではなく適当な者の意見を聴かなければ・・・できない」とし、医学モデルと社会モデルの統合モデルを目指した改正であることがわかる。

(4) 法律用語の見直し

ここは、民法の他の分野で使用されている文言との関係で、実現できなかったところもありながら「精神上の障害」を「精神上の理由」と改められたこと、中間試案で「保護者」と提案されていた名称を「補助人」としたこと、本人を表記する言葉から「被」という言葉を外し、「補助開始の審判を受けた者」としたこと、特に「障害」「被」という表記をなくすことは、本会としても強く発言したところである。

3. 積み残された課題と社会福祉士（会）に求められる実践

積み残された課題は、類型が一元化され、本人の判断能力の程度による振り分けは行わないとしながらも「事理弁識能力を欠く常況」という状態像が制度として残ったことと、その者に対して、必要がある場合、「特定補助人」を選任することが可能という枠組みを作らざるを得なかったこと——が挙げられる。

これから改正された法律に基づいて実践をしていく私たち社会福祉士は、安易に特定補助人の選任が

民法等の一部を改正する法律案における補助の権限付与パターン

補助開始の審判	権限付与のパターン				
	○	×		○	×
補助人の同意を要する旨の審判	○	×		○	×
特定補助人を付する旨の審判	×	○		×	○
補助人に代理権を付与する旨の審判			○	○	○

権限付与のパターンは5つ

補助開始の審判+同意を要する旨の審判

補助開始の審判+特定補助人を付する旨の審判

補助開始の審判+代理権を付する旨の審判

補助開始の審判+同意を要する旨の審判+代理権を付する旨の審判

補助開始の審判+特定補助人を付する旨の審判+代理権を付する旨の審判

(民法改正法律案(2026年4月現在)に基づき、西原留美子アドバイザー作成)

必要であるという判断をせずに、この特定補助人がどのような場面で使われることになるのかを注視することが求められる。

国は、民法の改正案とともに、社会福祉法の改正案も同日閣議決定し、国会へ提出をした。社会福祉法改正案には、地域権利擁護相談支援センター（中核機関）の設置の法的根拠や、第5条第2項において、これまで各所からその必要性が強調され続けてきた「利用者の意思決定支援への配慮と、意向を十分に尊重する義務」が社会福祉事業を経営する者にあることが明文化されている。これらを踏まえて、新たな地域福祉の体制が構築されていくことが強く期待されている。

そして、私たち一人ひとりの社会福祉士が現場で積み上げてきた実践がようやく目指すべき方向性

として舵を切られたことを深く受け止め、補助人として利用者と向き合うこと（ミクロ）、チーム支援や地域の仕組みづくりに積極的に関わって行くこと（メゾ）、それらの実践を通して、職能団体としての体制整備や国の制度政策に声をあげていくこと（マクロ）がこれからますます求められていく。

法制審議会に参加して、2000年の法改正に向けた審議会の議事録を拝読したときに、すでにその時から、今のような議論がなされていたことを知り、深い感銘を受けた。現在に生きる私たちが何を目指してどこへ向かって行こうとするか、実現できないのではないかと諦めてしまうのではなく、掲げた理想をたずさえて、実践していくことが、必ず次の時代につながることを信じている。

民法等改正法律案の到達点と社会福祉士の役割

日本社会福祉士会 アドバイザー 西原 留美子

2024（令和6）年4月から2026（令和8）年1月まで33回の法制審議会民法（成年後見等関係）部会が開催され、星野参事に同行して全議事を傍聴しました。法律の専門家等に加え、社会福祉士や当事者団体が委員として参加したことは、制度を利用する人の目線に立ち、必要な人に届く制度にするという共通認識の醸成に寄与したと感じます。

部会では、法定後見制度の開始要件について丁寧な議論がなされ、改正法案ではいずれの審判にも「必要があると認めるときは」の文言が加わりました。これは、判断能力の程度に関わらず、必要なことが何かを一人ひとり個別に判断し、過剰な行為能力制限をしないことを意味します。家庭裁判所が「必要があると認める」ためには根拠を明確にする必要があり、相談や生活支援に関わる社会福祉職による適切な情報提供が期待されます。

部会では、現行民法第858条の本人意思尊重義務、身上配慮義務の見直しも重要な論点でした。改正法案では第876条の11第1項に、本人に情報

を提供し、話を聴くなど適切な方法を用いて、本人の意向を把握するようにしなければならないと、補助人がとるべき具体的な行動が義務規定となりました。

私たち社会福祉士は、これまでの成年後見制度に関わる実践において、個々の利用者が成年後見制度を利用する目的や必要となる権限をどう判断したか、付与された権限の行使は適切だったか、過程に本人の参加はあったか、意思決定支援を尽くしたかを振り返り、今般の改正の趣旨を具現化する実践はどうあるべきかを考え、行動しなければなりません。

今般の民法改正法案は、部会の調査審議をふまえた一定の到達点であり、国連障害者権利委員会の総括所見への回答ですが、通過点であり新しいスタートです。改正法案の附則では、施行後3年を経過した場合に施行の状況を検討するとあります。改正法がどう運用されるかは、私たち一人ひとりの理解と実践にかかっています。

社会保障審議会 福祉部会(第33回)開催報告

4月23日に第33回社会保障審議会福祉部会が開催され、社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要等が報告されました。

本部会委員である山下会長より、頼れる身寄りがない高齢者等・判断能力が不十分な者を対象とする第二種社会福祉事業の新設について、一定の資力が必要ないいわゆる「高齢者等終身サポート事業」と第二種社会福祉事業の対象となる方の狭間にいる、いわゆる「中間層」の方がたへの窓口をどうしていくのか、整理・支援が必要、との意見が述べられました。

あわせて、「福祉人材のための協議会」の設置が努力義務になっていることについて、努力義務ではなく責務として位置づけられないかという指摘がされました。

また、平時からの災害福祉支援体制の整備については、「『災害時福祉業務従事者』の登録事務を国が行う」と記載があるが、DWAT（災害派遣福祉チー

ム）という概念自体がどうなっていくのか、説明を求めました。

他の委員からは、包括的な支援体制の整備を促進するための事業の創設について、世代を超えた多様で幅広いニーズへの対応にはソーシャルワーカーとしての専門的な知見が必要であり、相談員等には社会福祉士の資格取得を推奨すべき、という意見も出されました。



社会保障審議会福祉部会（第33回）の様子

国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW) 臨時総会報告

日本社会福祉士会 会長 山下 康

2026年2月18日、国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)の臨時総会がオンラインで開催されました。50か国以上から120名を超える代表者が参加し、本会が加盟する日本ソーシャルワーカー連盟(JFSW)からは私を含めた3名が臨時総会に出席しました。

本総会では、イスラエル・ソーシャルワーカー連合(IUSW)の加盟資格について、ガザ紛争におけるIUSW会員の戦闘任務従事等をめぐる倫理的懸念から、欧州各国のソーシャルワーク協会等より「除名」または「資格停止」の動議が提出されたことを受け、審議が行われました。

審議の過程では、多くの加盟団体から、除名等の制裁は「集団的懲罰」にあたるとの批判や、専門職団体の政治化への懸念が示されました。また、分断を深めるのではなく、困難な状況にあるからこそ「対話の継続」を重視すべきである、との意見が出されていました。そして、採決の結果、いずれの案も可決に要する賛成を得られず、否決されました(JFSWは両議題とも反対票を投じました)。

現在、中東での戦闘が続いており、国際社会の関心はイランなどに移りつつありますが、私たちはガザの和平や復興に向けての進展を訴え続けていかなければと、思いを新たにしました。

世界ソーシャルワークデー 2026 記念シンポジウム 開催報告

日本社会福祉士会 副会長 岡本 達也

2026年3月8日(日)、日本ソーシャルワーカー連盟は、世界ソーシャルワークデーを記念し「多文化共生の地域づくり～先進地の取り組みに学び、ソーシャルワークの地域実践を考える～」と題したシンポジウムを、主婦会館プラザエフ(東京都千代田区)にて開催しました。

当日は、対面とオンラインを合わせて全国から約80名のソーシャルワーカーが参加しました。

■シンポジウム「先進地・浜松市の先駆的实践に学ぶ」

午前中に行われたシンポジウムでは、多文化共生の取り組みにおける先進地として知られる静岡県浜松市から3名のシンポジストをお招きしました。シンポジストは、浜松国際交流協会のキクヤマ・リサ氏、浜松市生活自立相談支援センターつながりの鈴木勇太氏、浜松市社会福祉協議会の鈴木光昭氏、コーディネーターは日本精神保健福祉士協会の諸井一郎氏です。

浜松市は、1990年代より製造業に従事する南米系日系人を多く受け入れてきた歴史があり、現在ではアジア系住民も増加しています。シンポジウムでは、多言語による相談窓口の運営や、複雑な生活課題を抱える外国人住民への伴走型支援、さらには医療・介護・教育など多様な機関が連携した支援事例が紹介されました。

特に、支援のあり方の転換として、単に制度へ繋ぐだけでなく、本人の自己決定やストレンクス(強み)を支えるアプローチの重要性が強調されました。また、現在有機的に行われている機関間の連携は、リーマンショックやコロナ禍といった危機の中で「やむにやまれない状況」から自然に発展してきたものであり、日常的な情報・ノウハウの共有が重要であることが共有されました。

■ワールドカフェ「外国人にも優しい地域づくり」

午後には「外国人にも優しい地域づくり」をテー

マとしたワールドカフェ形式のグループワークが行われました。参加者は所属や地域の垣根を越え、現場で直面している課題や解決策について活発に意見を交わしました。議論の中では、支援を短期的なものに留めず、多様な機関が参加した長期的な視点を持つことや、地域住民との相互理解を促す仕組みづくりの必要性が共有されました。

参加者からは「一つの家族を支援する際、国際交流センターやさまざまな機関とつながり、互いのできることを確認し合うコーディネート的重要性を学びました。多文化共生が地域の強みとなるよう、連携の必要性を改めて感じました」「先進的な地域の現場の生のお話を伺える貴重な機会でした。他職種間の連携の重要性を痛感するとともに、ソーシャルワークとしての共通点も多く、違った視点で考えることができました」などの声が寄せられました。



記念シンポジウムの様子

ソーシャルワーク専門職として 仲間とともに未来をつくろう

2月1日(日)に実施された第38回社会福祉士国家試験では、25,430人が受験し、15,438人が合格しました。試験に合格し、社会福祉士としての第一歩を踏み出された皆さまに心よりお祝い申し上げます。

社会福祉士は、身体若しくは精神上の障害または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じることを中心として、福祉、保健、医療、学校、教育、司法などさまざまな分野において人びとの生活上の課題解決等の役割を担うソーシャルワーク専門職です。

試験に合格し、新たに社会福祉士となられた皆さまが、これからの社会において社会福祉の向上にとって大きな力となり、ともにソーシャルワーク専門職として活躍されることを願っています。

さて、専門職である社会福祉士を会員とする職能団体のひとつとして、各都道府県に社会福祉士会があります。その47都道府県社会福祉士会(以下「県士会」)を正会員とする連合体組織として全国組織の日本社会福祉士会(以下「本会」)があります。

本会は、日本ソーシャルワーカー協会、日本医療ソーシャルワーカー協会および日本精神保健福祉士協会とともに日本ソーシャルワーカー連盟(JFSW)を組織し、国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)に加盟しています。

私たち社会福祉士は、これらの組織を通して全国の社会福祉士、世界各国のソーシャルワーカーとつながり、社会福祉の援助を必要とする人びとの生活と権利の擁護および社会福祉の増進に寄与します。

社会福祉士会の活動としてよく知られているもののひとつとして「権利擁護センターばあとなあ」の活動があります。

成年後見人等候補者を養成し、成年後見制度の利用を必要とする方に対する成年後見人等候補者の名簿登録の仕組みを整備していますが、取り組みを始めた当初は、なぜ社会福祉士が法務省の制度に関わるのかと疑問を呈する方もいました。私たちは、成年後見制度を活用することで意思判断能力が不十分とされる方々の最善の利益のために、オーダーメイドの支援をする、意思決定を支援することが、福祉の専門職である社会福祉士の使命であると疑いませ

んでした。

現在、成年後見制度は、法改正の途上にあります。権利を擁護する、意思決定を支援するために社会福祉士が関わることは欠かせないものになっています。これは私たちが、ソーシャルワークの価値と倫理に立脚して活動をすすめてきたことによりです。

私たち社会福祉士は、ソーシャルワーク専門職としての専門性を発揮するために、資格取得をスタートラインとして、更なる専門性の向上に努めます。専門性の向上には、知識のアップデート、理論・アプローチに基づく福祉実践とその実践に関する振り返り、スーパービジョンなどの研鑽が欠かせません。その不断の研鑽を支援するものとして、本会では生涯研修制度を用意しています。本会がオンデマンドで提供しているeラーニング講座、県士会が開催する研修会やスーパーバイザーからのスーパービジョンなど、さまざまな研鑽の機会を提供しています。

また、本会は、日本医療ソーシャルワーカー協会、日本ソーシャルワーカー協会、日本ソーシャルワーク教育学校連盟、全国社会福祉法人経営者協議会および全国社会福祉協議会の6団体が運営に関わる認定社会福祉士認証・認定機構の事務局を担っています。認定社会福祉士認証・認定機構は、社会福祉士のキャリアアップを支援し、社会福祉士の実践力を認定する機関として、2011年度に設立されました。

本会は、県士会およびその所属会員とともに、さまざまな組織・機関と連携を図りながら、地域共生社会の実現に向けた取り組みを行うとともに、社会福祉士の実践力の向上、認知の向上、活用の場の拡大に努めています。

社会福祉士としてともに学び、成長し、活動する仲間として、未来を切り開いていきましょう。

社会福祉士合格、おめでとうございます。

e-ラーニング講座のご案内

本会では、会員の皆さまをはじめソーシャルワークに関心がある方に向けて、効率的で学びやすい環境を提供することを目的にe-ラーニング講座を開講しています。

e-ラーニング講座を視聴するには、ID・パスワードが必要です。ID・パスワードは入会時および更新会員証発行時に、会員証とあわせて書面にて郵

便でお送りしています。

ID・パスワードがご不明な場合は、e-learning@jacsw.or.jpまでお問い合わせください。

次表で新しく公開した講座を中心にご覧いただきたい講座を抜粋してご紹介します。

今後も新たなコンテンツをアップロードしていく予定です。ぜひご活用ください。

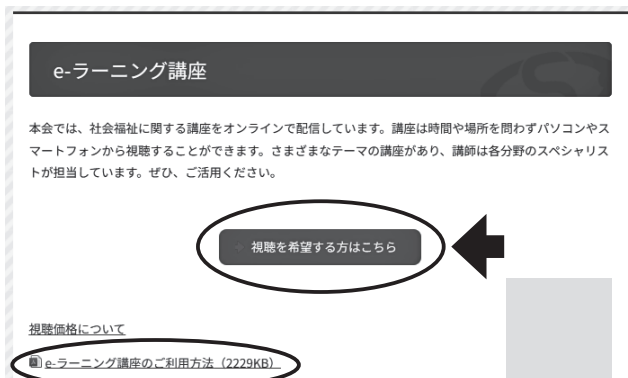
講座名	講座内容等
相互作用理論とBPS理論 (2026年3月31日公開)	○当講座では、『相互作用理論』『BPSモデル』を通して、社会環境との『相互作用』の中で捉える視点を養い、より質の高い実践を展開できるようになることを目標に講義をします。
家族法の基礎 (2026年6月1日公開)	○当講座では、民法の重要分野である「親族法」および「相続法」の基礎知識を体系的に学びます。 ○憲法第24条に基づく家族法の基本理念から、婚姻・離婚、扶養といった親族間の権利義務、さらには相続人の確定や遺言、遺留分といった相続実務の根幹までを網羅しています。特に、成年後見制度との関わりに重点を置いており、被後見人の意思尊重や自己決定支援の観点から、実務において成年後見人が直面する具体的な手続についても詳しく解説します。
障害特性の理解 (2026年6月1日公開)	○当講座は、成年後見制度の円滑な運用に不可欠な「精神上的障害」と「判断能力（事理弁識能力）」について、医学的・法的な両側面から深く理解することを目的としています。 ○認知症、知的障害、発達障害、統合失調症、高次脳機能障害など、対象となる疾患の具体的な症状や行動特性を学び、適切な支援や鑑定・診断書作成への理解を深めます。

e-ラーニング講座の視聴方法

① 日本社会福祉士会トップページの右側上部の「e-Learning 講座開講中」をクリック



② 下記ページ上段の「視聴を希望する方はこちら」をクリック



③ ID・パスワードを入力

■既にID、パスワードをお持ちの方
ユーザーID、パスワードを入力して、ログインボタンをクリックしてください。

ユーザーID	<input style="width: 90%;" type="text"/>
パスワード	<input style="width: 90%;" type="password"/>
<input type="button" value="ログイン"/>	

④ 「講座一覧」から講座を選び、視聴開始！
現在100以上の講座を公開しています。



e-ラーニング講座の操作マニュアルについては、②の画像左下にある「e-ラーニング講座のご利用方法」よりご覧ください。

生涯研修制度

～基礎課程から専門課程へステップアップ!～

社会福祉士は、常に新しい知識や技術、高い倫理性を身につけ、自らの専門性を向上させていくことが必要です。本会は、生涯研修制度を整備するとともに、研修や情報を提供しています。

■生涯研修制度とは

生涯研修制度は、各都道府県社会福祉士会に所属する会員が社会福祉士の倫理綱領に立脚し、必要な知識および技術の向上のために、生涯にわたって研鑽を重ねることを支援する制度です。

■生涯研修制度の体系

生涯研修制度は、「基礎課程」「専門課程」の2つの課程から構成しています。

基礎課程は、都道府県社会福祉士会に入会した社会福祉士が必ず受講する課程です。専門課程は、基礎課程を修了した会員が自ら立てた研修計画に従いさらに研鑽を積むための課程です。

■基礎課程について

基礎課程は、基礎研修ⅠⅡⅢで構成され、社会福祉士として共通に必要な価値・知識・技術を学び、社会福祉士の専門性の基礎を身につけることを目的としています。

基礎研修は、原則としてご所属の都道府県社会福祉士会で受講します。基礎研修の実施、受講申込みなどに関しては、ご所属の都道府県社会福祉士会にご確認ください。(会員以外の方でも受講可)

■専門課程について

専門課程には、社会福祉士として共通に必要な内容である「共通研修」と特定の領域による専門的な内容である「分野研修」とがあり、専門性の向上には両者のバランスのよい受講が望まれます。

(1) 研修計画

専門課程は、決まったカリキュラムを履修するのではなく、ご自身のキャリアプランを見据えて研修計画を立て、受講を進めます。

研修計画を立てるにあたっては、生涯研修手帳に掲載している「認定社会福祉士制度 研修単位細則」別表1・2も参考にしてください。共通研修と分野研修をそれぞれバランスよく履修できるようにしま

しょう。研修の他にスーパービジョンを受けることも検討しましょう。

(2) 受講要件

専門課程の研修の中には、例えば、成年後見人材育成研修のように基礎課程を修了していることを受講要件としている研修もあります。また、スーパーバイザー養成研修のように相談援助実務経験があることを受講要件としている研修もあります。

なお、基礎課程の修了を受講要件としていない研修は、基礎課程修了前でも受講することができます。各研修の受講要件をご確認のうえ、ご自身の研修計画に従って研修の受講をすすめてください。

生涯研修制度に関する情報はこちら

生涯研修センターホームページにて、下記関連情報を掲載しています。ぜひご覧ください。

・生涯研修手帳

最新の生涯研修手帳は、生涯研修センターホームページからダウンロードできます。

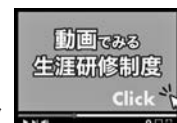
・「社会福祉士としての生涯研修」

生涯研修制度や入会後の自己研鑽についてわかりやすく紹介している資料を公開しています。

・動画でみる生涯研修制度

「生涯研修制度ってどんな制度?」「どんなことが学べるの?」「どんな社会福祉士に成長できるの?」そのような疑問にお答えする動画を公開しています。

▶生涯研修センター
TOPページ上にある
右記アイコンをクリック



・研修情報

社会福祉士会主催研修のほか、社会福祉士が受講できる他団体の研修情報も掲載しています。

「強化ルート研修」がスタートします

～認定社会福祉士を取得しよう～

新しい認定社会福祉士取得ルートの「強化ルート研修」がスタートします。本研修は、日本社会福祉士会の基礎課程修了者および日本医療ソーシャルワーカー協会の認定医療ソーシャルワーカーを対象としています。

強化ルート研修について

本年6月15日にスタートした「強化ルート研修」は、基礎課程の修了者等が円滑に認定社会福祉士を取得できるように、テキスト学習とオンデマンド学習(eラーニング講座)で構成しているため、いつでも研修受講を開始することができます。eラーニング講座は、順次公開をしていて、9月1日からはじまる認定社会福祉士認定申請に間に合うように、8月末に全10講座を公開します。

基礎課程を修了した皆さま、本研修を受講して認定社会福祉士を目指しましょう。

eラーニング講座について

本研修のプログラムは、実践の言語化に向けて、ソーシャルワーク理論やモデル、実践研究の方法などを学ぶ構成としています。時代の変化とともに、新しい理論やモデルが生まれています。理論やモデルの知識をアップデートしたい方、活用方法がわからないけれども今更聞けないと感じている方など、

これを機に本研修の受講を検討してください。eラーニング講座は、お申し込みから1年間視聴することができます。

研修指定テキストについて

本研修のテキストは、中央法規出版から2027年の発行を予定しています。テキストの販売を開始したら、eラーニング講座で購入先を案内します。

なお、テキスト発行までの期間に限り、eラーニング講座の視聴と小テストへの合格で研修修了となります。

本研修の開催要項は、本会ホームページ「認定社会福祉士・認定上級社会福祉士とは」に掲載しています。

強化ルートの詳細は、日本社会福祉士会ニュースNo.218(2025年12月)または、認定社会福祉士認証・認定機構のホームページでご確認ください。

認定社会福祉士認証・認定機構HP



「強化ルート研修」研修プログラム ※順次公開中。全10講座の公開は8月末を予定しています。

eラーニング講座 (各90分)	講師	
認定社会福祉士制度の意義 [1講座]	潮谷 有二 氏	社会福祉法人慈愛園 理事長
ソーシャルワークの価値・倫理 [1講座] 公開中	福富 昌城 氏	花園大学 教授
ソーシャルワーク実践の理論・モデル [3講座] ソーシャルワーク実践のプロセスと記録 [2講座]	岡田 まり 氏 片岡 靖子 氏 潮谷 恵美 氏	立命館大学 教授 久留米大学 教授 十文字学園女子大学 教授
実践研究の対象と方法 [1講座] 実践研究の発信 [1講座]	畑 亮輔 氏	北星学園大学 教授
スーパービジョンの実践 [1講座]	野村 豊子 氏	日本福祉大学 福祉社会開発研究所

■ 個人認定申請料が値下げされました

毎年9月に認定社会福祉士認証・認定機構で行われている個人認定の新規申請料が、2026年度より15,000円から12,000円に値下げされました。(更新申請料に変更はありません)

第34回 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(青森大会)

青森の夏で出会いと再会を！新しい情熱を！

公益社団法人青森県社会福祉士会 会長 納谷 むつみ

全国大会青森大会、開催目前となりました。最後にご紹介するのは、青森県民の皆さまに「社会福祉士」を知っていただくことも目的とした「県民公開プログラム」です。プログラムは2つ、いずれも大会2日目に開催いたします。

一つ目のプログラムは「僕は文字が読めないアーティスト～世界とつながる 地域と繋がる 人と繋がるアートの力～」をテーマに、アーティストGOMA氏によるアートパフォーミングと、発達支援者でありGOMA氏の母である小玉有子氏とのトークセッションです。

二つ目のプログラムは、すでにお知らせしているねぶた作家・竹浪比呂央氏による記念講演「ねぶた その造形と表現」です。

大会2日目は、地域共生社会の実現を県民とともに考える、青森らしい熱い時間と空間を提供いたします。公開プログラムの場を県民と共有すること

で、自然と交流も生まれ、共に生きる「じゃわめぐ未来」の造形が垣間見えるかもしれません。

全国の会員の皆さまには、開会式や基調講演、シンポジウムから最後の引継式まで、全部のプログラムを余さず楽しんでいただきたいです。大会テーマに込めた私たちの思いが結実し、次の奈良大会へ新しい思いが芽吹く瞬間を、一緒に体験いたしましょう！！

青森の夏は暑いです！！ 体調を万全にご来青くださいね～！！

日程：2026年7月4日(土)～5日(日)
会場：リンクステーションホール青森
(青森県青森市)



青森大会参加申込

◆大会参加の申込みがまだの方は、至急お申し込みください。申込締切後も、名鉄観光サービス青森支店で個別対応しますが、宿泊等は事前申込みをお願いします。



公開プログラム

第35回 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(奈良大会)大会テーマが決まりました

連携から協働 そして創造へのソーシャルワーク
～福祉の源流、人の尊厳と共感の文化に学ぶ～

一般社団法人奈良県社会福祉士会 会長 西田 利昭

2027年開催の第35回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(奈良大会)の大会テーマが決まりました。

今日、中東情勢の緊迫化に見られるように国際協調を基調として築かれてきた戦後秩序は大きく揺らいでいます。大国による勢力圏拡大を巡る地政学的競争は一層激化し、さらに、経済的依存が平和の基盤として機能しなくなりました。制裁、関税、輸出規制等の経済的手段が対外関係を規定して、経済の相互依存が武器化され、「地経学」の視点と対応が不可欠な時代になりました。ロシアによるウクライナ侵攻や、ホルムズ海峡をめぐる米・イラン間の封鎖措置と緊張激化に象徴される国際秩序の不安定化は、たとえばエネルギー・食料危機による生活不安の増大など社会福祉領域にも影響を及ぼしています。国際情勢の不安定化が生活と福祉を揺さぶる今、原点に立ち返る視点が求められています。

今回のテーマは、不確実性が常態化する現代において、改めて日本の福祉の源流である悲田院・施薬院の歴史的意義を踏まえ、人間の尊厳を揺るぎない

基盤とするソーシャルワークの本質をあらためて問い直すことを主軸として設定しています。あわせて、現代社会が抱える複雑かつ多様な課題に向き合い、従来の連携を超えて協働へと深化させ、さらに新たな価値を創造していく実践と展望を分かち合うことを目指しています。

すなわち福祉の原点と実践の方向性として本人主体・協働・包括的支援・地域共生・倫理を基盤にした専門性の深化をあらためて問い直します。

開催まで1年余りとなりました。1年以上前から青森県の大会実行委員会に参加させていただき、大会を盛り上げていく熱い心と丁寧な仕組み作りを学ばせていただいています。基調講演、記念講演、シンポジウムはテーマに沿いながら、懇親会は奈良ならではのものを企画していきます。今年度より本格的に準備を進めてまいりますので温かいご支援を心よりお願い申し上げます。

第35回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(奈良大会)開催日：2027年7月3日(土) 4日(日)

能登半島地震被災地への支援をありがとうございます

日本社会福祉士会 副会長(災害担当理事) 岡本 達也

発災から2年、全国の社会福祉士による継続的な支援に対し、災害対応の担当理事として心より感謝申し上げます。本稿では、支援の歩みを振り返るとともに、被災地の現状と今後の取り組みについて報告します。

発災直後からの支援の展開

発災直後から、多くの物資の提供や義援金が寄せられ、避難所や1.5次避難所において、被災者に寄り添った支援が実施されてきました。

また、金沢市内へ避難した被災者の生活上の課題に対し、丁寧なアセスメントをもとに、医療や福祉サービスへつなぐアウトリーチ支援が継続して行われてきました。困難な課題に対しても、訪問を重ねながら対応が図られてきました。

さらに、みなし仮設住宅の延長や公費解体など、複雑な制度の利用支援についても、多職種との連携により、多くの被災者が生活再建への道筋と安心を得ることにつながりました。

この2年間で、社会福祉士の支援者の実人数は281人にのぼり、延べ2,463人の支援者が被災地に派遣されるなど、全国規模で継続的な支援が展開されてきました(図1)

生活再建を支える継続的な取り組みと温かな支援

発災から2年が経過し、避難生活の長期化に伴い、将来への不安を抱える被災者も少なくありません。そのような中、各地の社会福祉士が温かい心で、継続的な見守りや支援、被災者に寄り添いながらアセスメントとモニタリングを重ね、ソーシャルワークの実践を通じて、新たな生活の再建に向けた支援を継続してきました。これらの取り組みは、被災者が前を向いて生活再建に取り組むための大きな支えとなっています。

今後の取り組み

被災地は現在も復興の途上にあり、生活再建も道半ばの状況にあります。2026(令和8)年度からは、石川県社会福祉士会が国の災害ケースマネジメントモデル事業の採択を受け、社会福祉士が中心となり、行政および多職種と連携しながら、引き続き必要な支援に取り組んでいきます。

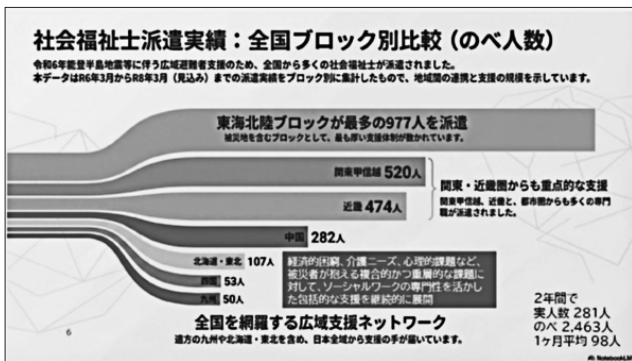


図1 全国からの派遣実績(2年間累計)

能登半島地震の概要

令和6年1月1日16時10分、能登半島を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生(最大震度7)

直接死：228人
災害関連死：約470人

支援体制の構築

北陸三県社会福祉士会から東海北陸ブロック→全国へ

第1ステージ 令和6年1月～令和6年12月	第2ステージ 令和6年3月～令和8年3月	第3ステージ 令和8年4月～
<ul style="list-style-type: none"> ・金沢市1.5次避難所(額谷ふれあい体育等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合いセンター金沢(みなし仮設住宅の孤立防止) ・災害ケースマネジメント(富山・石川・福井県士会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合いセンター金沢(複雑・複合化した被災者支援) ・災害ケースマネジメント(石川県・いしかわ被災者支援センターと協働) ・東海北陸ブロック連携協定
<ul style="list-style-type: none"> ・あつまらんけNOTO金沢(相談対応・支援物資) 		

支援体制の段階的展開(初動期～現在)

2025年度臨時総会を開催しました

2026年3月20日（金・祝）にビジョンセンター東京八重洲（東京都中央区）において、2025年度臨時総会を開催しました。概要をご報告します。

I 議案

第1号議案 役員選任について

II 理事会報告

第1号報告 2026年度事業計画

第2号報告 2026年度収支予算

第3号報告 役員の辞任について

特別報告 民法改正について

III 事務連絡

第1号事務連絡 規程類改正

第2号事務連絡 第34回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（青森大会）

第3号事務連絡 第35回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（奈良大会）

第4号事務連絡 その他

(1) 第38回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（福井大会）

(2) 入会促進キャンペーンについて（会員数増加のための取り組み強化依頼）

(3) 令和6年能登半島地震について

(4) 災害対応ハンドブックについて

第1号議案の審議に先立ち、山下会長から第3号報告 役員の辞任について報告があり、本議案はこれに伴う役員選任である旨の説明があり、役員選任案は承認されました。

理事会報告は、報告後に質疑を行う事項です。第1号報告および第2号報告では、2026年度の事業計画および予算を説明し、事業の推進や正会員（都道府県社会福祉士会（以下「県士会」））への支援のあり方などについて意見交換がなされました。続いて、特別報告として、法制審議会民法（成年後見等関係）部会に、臨時委員として参画している星野参事から民法（成年後見関係）の改正に関する要綱案について報告がありました。報告では、本会が提出した「中間試案に対するパブリックコメント」を中心に、要綱案がまとまるまでの本会での検討状況や、今回の改正における積み残しの課題について説明がありました。また、改正法が地域社会に浸透し、実際に活用されていくためには、社会福祉士の実践が重要であるとの認識が示されました。

事務連絡では、青森県士会の納谷むつみ会長から、第34回青森大会（本年7月開催）の準備状況と申込み開始が報告され、全国からの参加が呼びかけられました。奈良県士会の西田利昭会長および青柳太三実行委員長から、第35回奈良大会（2027年開催）の準備状況について報告がありました。さらに、福井県士会の須磨航会長から、第38回全国大会（2030年開催）の開催地が福井県に決定したことが報告されるとともに、開催に向けた抱負が述べられました。また、本会宮崎理事から、会員数増加のため「入会促進キャンペーン」について改めて協力の依頼がなされました。石川県士会の末松良浩会長から、石川県士会総会の特別企画として、令和6年能登半島地震について「全国の社会福祉士への感謝と2年間のまとめ」の報告会をハイブリッド形式で開催することが報告されました。最後に、賛助会員である大塚製薬株式会社が作成・配布された「災害対応ハンドブック」の提供について情報提供がなされました。

総会議案資料集および議事録はホームページに掲載しています。

2026年度通常総会の議案について

2026年6月20日(土)に鉄鋼会館(東京都中央区)において第38回通常総会を開催します。議事次第は次のとおりです。議案資料集は、ホームページに掲載しています。議事録は後日掲載予定です。

I 議案

第1号議案 2025年度決算報告

II 理事会報告

第1号報告 2025年度事業報告

第2号報告 2027年度予算・制度に関する提案書

第3号報告 2025年度声明及び関係行政機関等への意見・要望等の状況

III 事務連絡

第1号事務連絡 規程類改正

第2号事務連絡 第34回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(青森大会)

第3号事務連絡 第35回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(奈良大会)

第4号事務連絡 2025年度事務局代表者会議開催報告

第5号事務連絡 その他

2025/2026年度 新理事のご紹介

2025年度臨時総会にて、本会の新しい理事1名が決まりましたのでご紹介します。

宮内 祥(みやうち あきら)

所属県士会：岡山県社会福祉士会

勤務先・役職：株式会社 創心會 内部監査室 室長

自己PR：日頃から、当たり前なこと、小さなことの積み重ねを大切に心がけています。

会員へひと言：会員の皆さまとともに、社会福祉事業等の制度改正や報酬改定において社会福祉士が働きやすい環境を得られるよう取り組みたいと思います。

【任期】2026年3月20日～2027年度通常総会まで



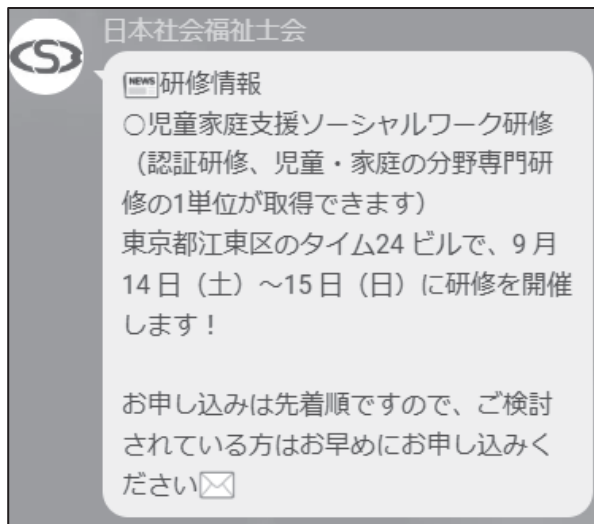
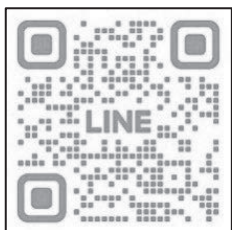
LINE 公式アカウントで最新情報をチェック！！

○こんな情報を定期的にお届け！

- ・日本社会福祉士会の研修情報
- ・福祉に関する行政や関連団体の情報
- ・日本社会福祉士会全国大会情報 … などなど

友だち追加は以下の二次元コードから！

LINE 公式アカウント



(※過去の配信サンプル)

2025年度補助金・助成金事業報告

介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業

本会は、昨年度に引き続き、令和7年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）の交付を受け、介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業を実施しました。

介護老人福祉施設および特定施設入居者生活介護において、生活相談員に社会福祉士を配置することにより看取り介護にどのような影響を与えるのか等について調査・分析を実施いたしました。本記事では、調査・分析結果の概要をご報告します。

調査概要

多職種連携や意思決定支援等における社会福祉士の活用状況と有効性を検証するため、全国の介護老人福祉施設（11,039施設）と特定施設入居者生活介護（5,926施設）を対象とした量的調査を実施しました。

調査の結果、介護老人福祉施設において、社会福祉士が生活相談員である場合、看取り介護がよりよく実施されている可能性が示唆されました。

令和7年度 老人保健健康増進等事業(老人保健事業推進費等補助金)
介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業（公益社団法人日本社会福祉士会）

【事業の目的】
医療ニーズ高い高齢者の尊厳ある看取り実現に向け、全国の介護老人福祉施設（11,039施設）と特定施設入居者生活介護（5,926施設）を対象とした調査を通じ、多職種連携や意思決定支援等における社会福祉士の活用状況と有効性を検証し、その専門性を多角的に評価する。

社会福祉士の有効性

- 算定率においては、社会福祉士のいる介護老人福祉施設において有意な差（**36.1% > 32.1%**）が示された。
- 主要要因として、社会福祉士のいる介護老人福祉施設においては、客観的な実績が確認されている。
 - アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の実施人数が有意に多い（**平均9.6人 > 未配置7.0人**）。
 - 「本人の意思が確認できず、家族間で意向がずれている」といった最も困難なケースの調整においても、明確な解決力（有意差）が実証されている。

課題（看取り実践と適正評価の乖離）

- 介護老人福祉施設において、看取り介護の実践と適正な評価の間に大きな乖離が生じている。
- 看取り介護を実施している割合（実施率）**47.4%**に対して、看取り介護加算を算定している割合（算定率）**34.2%**と約**13%**も乖離している現状にある。
- 実際には、看取り介護を行っているものの、本人・家族との「合意形成」といった医療や介護以外の過程の負担があり、適正評価（加算算定）を逸している現状と課題が浮き彫りになった。

【事業の結果】
看取り介護における最大の課題は「心理的・社会的な調整（プロセス）」であり、本事業により社会福祉士がこの過程を専門的に担うことで、看取りの質が向上し、施設の適正な評価（加算算定）に直結することを客観的に示している。

図1 看取り介護における社会福祉士の有効性

本調査結果を踏まえ、看取り介護加算Ⅲを新たに創設することを厚生労働省に提言しています。

令和7年度 老人保健健康増進等事業(老人保健事業推進費等補助金)
介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業（公益社団法人日本社会福祉士会）

プロセスを評価する「看取り介護加算（Ⅲ）」の創設

- 介護老人福祉施設における看取り介護を評価する現行の加算（Ⅱ）を土台とし、社会福祉士による「**多職種連携を基盤とした対話に基づく意思決定支援と本人・家族の合意形成のプロセス管理**」を正當に評価する新しい加算の創設を提言する。

新設する加算の算定要件（案）

- 客観的な「記録」を要件とすることで、監査可能な透明性を担保する。
- 看取り介護加算（Ⅱ）の届出を行っている施設であること（医師・看護師による24時間対応等の医療体制が確保されていること）、社会福祉士の資格を有する生活相談員を1名以上配置していること、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を遵守し、多職種連携による意思決定支援及び本人・家族等との合意形成に向けた「対話のプロセス」を継続的に記録し、適切に保存していること。

期待される3つの導入効果（波及的メリット）

- 効果①：複雑なプロセス管理を社会福祉士が担うことで、医師・看護師・介護職が本来の専門的ケアに専念できる環境が整うことが期待できる。
- 効果②：【適正な評価と施設の経営安定】これまで評価されなかった現場の隠れた努力（プロセスの完遂）が、適正な介護報酬（加算算定）に結びつくことが期待できる。
- 効果③：【尊厳の保護】専門的な対話と記録の積み重ねにより、本人と家族が納得して最期を迎えられる質の高い看取りの実現が期待できる。

【特定施設入居者生活介護における効果】特定施設においても、社会福祉士の配置により「看取り介護における支援の段取り」や「看取りの質の自己評価」において有意に高い実績が確認されており、プロセス管理における専門性の有効性が示されている。

図2 調査結果を踏まえての「看取り介護加算（Ⅲ）」の創設提言

調査結果については、本会ホームページの助成・補助事業のページに掲載している報告書をご覧ください。

本会HP→2025年度補助金・助成金事業
<https://www.jacsw.or.jp/citizens/josei/2025-0620-1000-12.html>



災害時の福祉的支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーの機能と役割に関する調査研究事業

日本社会福祉士会 副会長(災害担当理事) 岡本 達也

本会は、厚生労働省の令和7年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業)の交付を受け、「災害時の福祉的支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーの機能と役割に関する調査研究事業」を実施しました。

1 調査研究事業の概要

本調査研究事業では、被災地域での福祉的支援において、コーディネーターやスーパーバイザーの役割を担う社会福祉士等の機能や役割等の実態を把握し、可視化するために、(1)職能団体等へのヒアリング調査、(2)災害派遣福祉チーム(以下「DWAT」)事務局および登録者へのアンケート調査、を実施しました。

2 調査研究事業の成果について

本調査研究事業で得られた成果は以下のとおりです。

(1) 被災者支援における社会福祉士等の活動に関する事例集の作成(ヒアリング調査)

ヒアリング調査では、災害時福祉的支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーとしての役割を担う社会福祉士等の専門職の活動について、実態の把握と課題の整理を行うことを目的として、「東日本大震災」(2011年)、「熊本地震」(2016年)、「平成30年7月豪雨」(2018年)、「令和2年7月豪雨」(2020年)、「令和6年能登半島地震」(2024年)、「大船渡市山林火災」(2025年)、以上6つの自然災害を選定し、それぞれの発災後に支援活動を実施した、社会福祉士会、精神保健福祉士協会、医療ソーシャルワーカー協会の各職能団体と、DWAT及び災害ボランティアセンター(総社市社会福祉協議会)にヒアリング調査を実施しました。また、実際のヒアリングにおいては、それぞれの被災者支援活動から、①コーディネーター・スーパーバイザーを担った方、②自治体等の現地で活動を受け入れた担当者、③福祉専門職として活動した方、の三者に個別に聞き取りを行いました。

ヒアリング調査の結果から、災害時における福祉専門職によるコーディネート機能は、活動準備から開始直後、活動実施中、引継・終結に至るまで、一

連の災害支援のプロセスにおいて、どの時期にも行われていることが確認されました。また、各時期におけるコーディネート機能は、①資源(人材や活動資金、拠点、車、情報等)に関するコーディネート、②組織(災害対策本部、委員会、先遣隊、チームと自治体や関係機関との調整等)に関するコーディネート、③規範(支援の方針、組織内ルール等)に関するコーディネートの3つに整理することができました。

特にコーディネートの対象は、活動支援者等に対するコーディネート(ミクロレベル)、グループ、組織、地域社会に対するコーディネート(メゾレベル)、制度、政策、社会意識に対するコーディネート(マクロレベル)と、重層的にコーディネートが展開されていることが確認され、図1のとおり可視化することができました。

一方で、スーパーバイザーの機能については、スーパービジョンを進める上で必要な共通認識の形成や契約の締結やルールの確認といった環境整備等が困難であることが確認されました。そのため、この度の報告書では、復興期以降のフェーズにおいて、団体内または委託契約等に基づいて行われた事例から、教育的サポートや支持的サポートが示された事例を取り上げました。

(2) DWATの事務局および登録者における福祉専門職の役割に関するアンケート調査

アンケート調査では、全国の都道府県DWAT事務局と、登録者を対象とした量的調査を実施し、災害時における福祉的支援の実態と、そこでのソーシャルワーク専門職が担った役割等の実態や傾向を明らかにすることができました。

◆調査対象

- ①DWAT事務局：47か所(全数調査)
- ②DWAT登録者：(2025年10月1日を基準日とし

た全数調査)

◆回収状況

- ①DWAT事務局：42 (有効回収率89.4%)
- ②DWAT登録者：1,987(参考回収率18.2%※)

※回収率は「2025年3月31日」時点の登録者数「10,943人」を母数とした参考値

DWATの活動実態については、活動場所が「一般避難所」だけでなく、「福祉避難所」(90.5%)や、「在宅避難者、車中泊避難者」(85.7%)まで広く想定されており、支援対象も高齢者や障害者に加え、乳幼児や児童、精神疾患、外国人、LGBTQ など多岐にわたり想定されていることが確認されました。

DWATの登録者については、登録時研修の受講率が9割を超えており、登録時以外にも多くの登録者が災害支援に関する研修を受講していることが明らかとなりました。特にソーシャルワーク専門職の方が、研修を受講している割合が高く、被災地以外での活動にも参画していることが確認されました。

クロス集計の結果、特に重要な成果として、社会福祉士等の有資格者は、資格を保有していない者と比較して「派遣経験」や「チームリーダー経験」の割合が有意に高いことが明らかとなりました。具体的な役割においても、社会福祉士等の有資格者の方が、「相談支援」「本部、都道府県との連絡調整・状況等の報告」「後続チームへの引継ぎ」「被災市区町村や避難所等の管理者等との連携」の項目に有意差がありました。

3 今後の課題について

本調査研究事業の各調査の結果から、大きく3つの課題が明らかとなりました。

一つ目は、刻々と変化する状況に応じて、既存の資源・体制・ルールを組み替え、また外部から資源を調達しながら、ソーシャルワーク支援活動の推進に最適な資源、体制、仕組み・ルールの調整(活動の最適化)をし続けることができるソーシャルワーク専門職の「人材育成」。二つ目は、緊急支援が中心であるDWATと、その活動後に地域の行政・福祉機関と連携し、中長期的な生活再建を担う職能団体等との円滑な「役割分担と引き継ぎスキームの構築」。三つ目は、発災時に迅速かつ適切な支援活動を行うための「平時からの備え(顔の見える関係、ネットワークの構築)」です。

今回の調査で浮かび上がった課題は、災害支援活動に限られた内容ではなく、ソーシャルワーク専門

職に求められるもの、ソーシャルワークの専門性が発揮されることで解決や対応が可能なものでもあります。今後は、これらの成果と課題を踏まえ、より質の高い災害支援活動を提供するためにも、平時からの多職種・多機関連携を基盤とした災害時における福祉支援体制の構築を目指すとともに、質の高い災害支援活動を担うことができるソーシャルワーク専門職を継続的に輩出するための研修等を実施していくことが求められると考えます。

本調査研究事業における各調査結果及びコーディネート等の事例については、報告書として取りまとめ、本会のホームページに掲載しています。

今後、どこで発災するか分からない災害に対する備えとして、この度の報告書の内容をご活用ください。

本会HP→2025年度補助金・助成金事業

<https://www.jacsw.or.jp/citizens/josei/2025-0620-1000-12.html>



対象時期	個人(活動者) (ミクロレベル)	グループ、組織、地域社会 (マゾレベル)	制度、政策、社会意識 (マクロレベル)
1 活動準備	活動者の募集 活動者への派遣 打診、派遣先・日程の調整 オリエンテーションの提供による活動目的と情報の共有	ガイドライン等に基づき本部を設置 初動方針の決定 先遣隊の派遣(状況の把握、今後の支援にむけた見立て) 支援重点地域の決定 活動者募集スキームの決定 活動に必要な資源(拠点、車、資金、ツール等)の調達 活動者の要件確認、ハンドブック提供、オリエンテーション等による活動基準の整備	行政・関係機関との連絡調整、情報収集 行政への福祉的支援の必要性の伝達、支援の申し出 行政・関係機関との協定やガイドライン等に基づく支援活動の調整
2 開始直後	活動者への相談対応、フォローアップ(開始時、引継時等)	組織的な意思決定と役割分担 外部からの支援者等と既存の組織が有機的に連携した体制の構築 現地職員の負担軽減につながる活動の調整	支援機関の機能回復にむけた活動の連絡調整 関係機関との情報共有・連絡調整(ネットワーク会議等) 行政の依頼等に基づきソーシャルワーク専門職による支援スキームを構築
3 活動中	活動者への相談・フォローアップ 引継への立ち会い(葛藤への寄り添い、価値の再定義等) クレーン対応等のフォローアップ 困難事例における同行や専門的助言	若手支援者が相談できる経験者を配置する等、適切な支援体制の調整 ICTツール(LINE等)を活用した情報の共有、記録、管理と支援の調整 定期的なモニタリングによる状況把握と調整 活動者・職員の役割分担とローテーション管理 拠点、レンタカーの整備やルールの徹底と活動環境の管理・調整	住民が必要としているサービス(交流の場や専門相談等)の企画 新たな社会資源の創出 行政、活動者、関係機関との情報、認識、展望の共有
4 引継・終結	引継・終結にむけた活動者への助言(現地支援機関・職員へのケースの引継等)	引継時期を判断する客観的な仕組みの整備 継続支援が必要なケースの地域支援機関への引き継ぎ(支援の断絶を防止)	復興期の生活再建支援への組織移行を計画、実施 地域の特性や既存組織を尊重し、行政・関係機関と円滑に活動を継承・再委託する調整
5 全期間	活動開始から終結までを通じた活動者への相談対応、フォローアップ 活動のモニタリング、活動者の課題への寄り添い・助言	継続的なモニタリングを行い、活動者の交代による支援方針の認識のズレを修正、支援の質と一貫性を担保(活動の調整と最適化) 対外交渉や苦情対応の実施(活動者が活動に集中できる環境を整備) 現地の機能回復・エンパワメントを目的とした支援活動の調整 過去の災害支援における知見や参考資料(ガイドライン等)を現場に還元	被災市町村・被災都道府県・国レベルの機関間で人的資源の受給を調整 行政や他団体に対する現地職員への代弁、多機関間の意見の調整 行政等との、定期的・継続的な現場状況の共有と活動方針の確認・調整

図1 被災者支援活動におけるソーシャルワーク専門職のコーディネート機能(対象別)

2026年度補助金・委託事業

災害時の福祉支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーの役割を担う社会福祉士等の人材育成のあり方に関する調査研究

厚生労働省の2026（令和8）年度社会福祉推進事業「災害時の福祉支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーの役割を担う社会福祉士等の人材育成のあり方に関する調査研究」が採択されました。

昨年度の社会福祉推進事業では「災害時の福祉的支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーの機能と役割等に関する調査研究」を行い、近年の災害時の福祉支援の活動内容の可視化（事例集の作成）を行うとともに、災害派遣福祉チーム（以下「DWAT」）へのアンケート調査の結果、社会福祉士等のソーシャルワーク専門職が、DWATの活動におけるチームリーダーの役割を多く担っていた事実が明らかとなりました。一方で、応急期（DWAT活動の終結まで）だけではなく、その後の復旧期や復興期に至るまで、切れ目なく被災者の生活を支えていくための継続的・横断的な支援が必要であり、それ

らを行うコーディネーターやスーパーバイザーの役割を担う社会福祉士等の人材育成が急務であることも明らかとなりました。

これらの成果や課題を踏まえて、今年度の調査研究では、支援のフェーズや福祉支援のニーズの変化に応じて、被災者と関係機関等を繋ぎ、適切な支援体制を構築するコーディネーターの役割や、被災地の支援者に対するスーパーバイザーの役割を担う社会福祉士等の人材育成を目的に、具体化するための研修体系や標準的なプログラム等の作成を行います。



[ホーム](#) > [市民の皆様へ](#) > [助成・補助・委託事業](#) > [2026年度補助金・助成金事業](#)

中核機関の運営マニュアルの策定に向けた調査研究事業

厚生労働省の「中核機関の運営マニュアルの策定に向けた調査研究事業」（令和8年度補助金事業）に採択されました。

中核機関の整備率は68.2%（令和6年4月1日時点）に留まり、特に小規模自治体での整備が課題となっています。また、今後、制度改正により中核機関の役割が明確化され、守秘義務等が課せられることも想定されます。さらに、令和8年度以降に見込まれる「第三期成年後見制度利用促進基本計画」の策定に向けた検討の状況を踏まえ、適時・適切な対応が必要となります。

本事業では、全国の自治体・社会福祉協議会への

アンケート調査と、モデル自治体へのヒアリング調査を実施し、実務や組織運営の知見を収集します。その成果を「中核機関の運営マニュアル」としてまとめ、法制化後も円滑に事務を遂行できる標準的な指針として全国への周知や研修での活用を図り、支援体制の平準化を目指します。



[ホーム](#) > [市民の皆様へ](#) > [助成・補助・委託事業](#) > [2026年度補助金・助成金事業](#)

法務省保護局より「第76回 “社会を明るくする運動”」について周知協力依頼がありました。

更生保護を誰もが“あたりまえ”に知る社会へ —第76回 “社会を明るくする運動” に寄せて—

法務省保護局更生保護振興課

皆様におかれましては、法務省が主唱する“社会を明るくする運動”に対し、日頃から多大な御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

本年で第76回を迎える“社会を明るくする運動”は、国民の皆様が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの立ち直り(このような犯罪や非行からの立ち直りを支援する活動を「更生保護」といいます。)について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、新たな被害者も加害者も生まない安全で安心な明るい地域社会を築くための国民運動です。

2025(令和7)年に内閣府によって行われた「更生保護制度に関する世論調査」によると、“社会を明るく

くする運動”という言葉を知っていた人は26.1%、趣旨まで知っていた人は5.2%であり、本運動が本来伝えられるべき更生保護の役割や活動内容が、社会に十分に届いていないことがうかがえます。

こうした課題を踏まえ、第76回運動においては、本運動を担う全ての関係者が、共通の方向性をもって一体的に運動を展開できるよう、新たに統一テーマを設定しました。

第76回運動の統一テーマは「『保護司』をはじめとする更生保護ボランティアを広く知ってもらおう」です。このテーマは、我が国の更生保護が保護司をはじめとする更生保護ボランティアによって支えられていること、また、2025(令和7)年12月の保護司法改正や、同月に国連総会で採択された「再犯防止に関する国連準則」で保護司が紹介されたことなどを踏まえ、設定されたものです。第76回運動では、この統一テーマの下、各地域の実情に応じた取組を展開していくこととしています。

更生保護は、刑事司法の最終段階において重要な役割を果たしているにもかかわらず、上記世論調査のとおり、十分に知られていないという状況を踏まえ、法務省保護局では、更生保護の存在を社会の「あたりまえ」にするための取組を進めており、本運動は、その大きな推進力となるものです。本年も、全国各地において実りある取組が展開されるよう、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

販売員 50代 パートタイム

会社役員 40代 保険販売代理店

保護司になるなんて、

50代 郵便局職員

50代 企業企画

過ちからの立ち直りを支援する、更生保護のボランティア。

さまざまな年齢や経歴の人が、対話を通じて一人一人に寄りそう「保護司」として活躍しています。

話を聴くのが好き。地域の役に立ちたい。そんな気持ちを持つあなたも、次の保護司かもしれません。

思ってもみなかった。

元公務員 70代

公益法人職員 30代 (公益社団法人)

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

第76回 社会を明るくする運動 主催/法務省

第76回 “社会を明るくする運動” ポスター



“社会を明るくする運動”
ウェブサイト



法務省保護局
ホームページ

声明文を発信しました

2026年2月以降、本会は、以下の声明文を発信しました。

○声明文・意見・要望書

発信日	標題
2026年2月20日	民法等（成年後見等関係）の改正に関する要綱に対する会長声明
2026年4月15日	高額療養費制度の見直しに関する声明 日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）による声明



ホーム > 市民の皆様 > 声明文等／意見・要望書 > 声明文等

2026年度 公益社団法人日本社会福祉士会 行事予定表 （変更となる可能性があります）

月	日	企画名	会場	都道府県社会福祉士会からの派遣	都道府県社会福祉士会推薦のある研修・会議等	規模等
4	18	第1回業務執行理事打合せ 第1回理事会	事務局			
5	16 17	第2回業務執行理事打合せ 第2回理事会 第1回全国生涯研修委員会議	オンライン オンライン	○		47都道府県社会福祉士会
6	13-14 14 20	認定社会福祉士更新研修 第1回生涯研修センター協議会 第3回業務執行理事打合せ 第3回理事会 第38回通常総会	オンライン オンライン 東京都内	○		50名 15名
7	4 4-5 18 26	第4回業務執行理事打合せ 第34回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（青森大会） 第5回業務執行理事打合せ 第4回理事会 権利擁護推進に向けた協議会（ばあとなあ連絡協議会）	リンクステーションホール静岡 リンクステーションホール静岡 オンライン オンライン	○		47都道府県社会福祉士会
8	8 22 29 29	児童家庭支援ソーシャルワーク研修（1日目） 第6回業務執行理事打合せ 第5回理事会 児童家庭支援ソーシャルワーク研修（2日目） 独立型社会福祉士 都道府県士会意見交換会	オンライン 事務局 大阪市内 オンライン			47都道府県社会福祉士会
9	5 5-6 12-13 27	第7回業務執行理事打合せ 第6回理事会 都道府県社会福祉士会会長会議 2026年度スーパーバイザー養成研修 第2回全国生涯研修委員会議	東京都内 東京都内 東京都内 東京都内	○	○	50名 47都道府県社会福祉士会
10	17 10~11	第8回業務執行理事打合せ 第7回理事会 高齢者虐待対応現任者標準研修 講師予定者研修会	オンライン 東京都内		○	70名
11	21	第9回業務執行理事打合せ 第8回理事会	オンライン			
12	6 9 19	独立型社会福祉士研修 事務局代表者会議 第10回業務執行理事打合せ 第9回理事会	オンライン オンライン オンライン	○		47都道府県社会福祉士会
1	10~11 16 24	独立型社会福祉士全国実践研究集会 第11回業務執行理事打合せ 第10回理事会 滞日外国人支援ソーシャルワーク研修	東京都内 事務局 オンライン/東京都内			120名 80名
2	6 26	第12回業務執行理事打合せ 第11回理事会 正会員事務局職員向け研修	オンライン オンライン	○		47都道府県社会福祉士会
3	20	第13回業務執行理事打合せ 第12回理事会 臨時総会	東京都内			

○開催月が未定の本会行事予定

月	日	企画名	会場	都道府県社会福祉士会からの派遣	都道府県社会福祉士会推薦のある研修・会議等	規模等
11月調整中		都道府県社会福祉士会実習指導担当者会議	オンライン	○		47都道府県社会福祉士会
未定		第2回生涯研修センター協議会	オンライン	○		15名
未定		基礎研修講師養成研修	オンライン		○	240名
未定		司法福祉全国研究集会	オンライン			190名
未定		地域共生社会の実現に向けた全国研究集会	オンライン			160名
未定		認定社会福祉士認定研修	オンライン			48名×2回

新刊・近刊等情報 Book

※ここで紹介する本は一般書店等で求めください。

■すだちとともに 相談力育成サポートブック

編著者：辻 圭輔（大阪社会福祉士会）
発行元：世音社
発行年月：2023年5月
B5変形版／88頁
価格：2,200円（税別）

発達障がいのある子どもは、成長とともに課題の現れ方が変化し、思春期以降には問題行動やひきこもりなどの二次的な困難に直面することがあります。

す。親子のコミュニケーションが難しくなり、これまで利用してきた児童期の支援ともつながりが途切れてしまうケースも少なくありません。本書は、相談支援専門員の実践に基づき、生活や就労に関する支援とその活用方法を具体的に紹介しています。発達障がいのある人の生活や就労にかかわる支援とその利用の仕方を分かりやすく紹介しています。

発達障がいに悩む当事者に届けたい一冊です。

■現場で役立つ！社会保障制度活用ガイド 2026年版：ケアマネ・相談援助職必携

編著者：福島 敏之（東京社会福祉士会）
発行元：中央法規出版
発行年月：2026年3月
B5判／314頁
価格：2,900円（税別）

相談援助職に必要な社会保障制度の主要8分野「生活保護」「障害者福祉」「医療保障」「権利擁護」「年金」「介護保険」「子ども家庭福祉」「地域共生」について、概要や利用の流れ、活用事例をフルカラーのイラストや図表でわかりやすく解説し、最新動向を反映した2026年版です。相談援助職はもとより、地域づくりや施策立案に携わる皆さまにもお役立ていただけます。

学会関連情報

研究誌「社会福祉士」第34号 論文等募集

6月1日(月)より研究誌「社会福祉士」第34号の論文等の募集を開始しました(締切8月7日(金)メール提出 必着)。執筆要領などの詳細は、本会ホームページをご覧ください。

皆さまの積極的な投稿をお待ちしています。

[投稿論文募集]

その他の情報

会員証の申込み方法の変更・手数料の改定について

① 申込み方法の変更【2026年4月から】
会員証の再発行等をHPからお申し込み

情報 コーナー

いただけるようになりました。

申込み方法は本会ホームページの「よくある質問」をご確認ください。

② 発行手数料の改定【2026年6月申請受付分から】

資材費・印刷費・郵送料の上昇に対応するため会員証発行にかかる手数料を改定しました。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【改定内容】

- 写真入り会員証：1,000円→1,350円
- 写真なし会員証(再発行時のみ)：500円→850円

変更届の提出(氏名、住所、勤務先変更)

氏名・住所・勤務先に変更がある場合は(市町村合併により住所表記が変更となった場合も)、変更届をご提出ください。提出先は所属する社会福祉士会により異なります。詳細は、ホームページの「よくある質問」をご確認ください。

本会 HP [よくある質問]

社会福祉士養成カリキュラムに準拠

福祉の現場で役立つ情報・知識が満載です

社会福祉の理論と実践をつなぐ

社会福祉学習双書

2026 全15巻

「社会福祉学習双書」編集委員会 編
定価 2,420～3,410円(税込)
※巻によって異なります

最新情報に全巻年次改訂!

全巻詳細はコチラ▶

総括編集委員
※所属・肩書は令和7年11月現在

原田 正樹（日本福祉大学学長）◆委員長
空閑 浩人（同志社大学教授）
芳賀 信彦（国立障害者リハビリテーションセンター総長）
宮本 太郎（中央大学教授）
山縣 文治（大阪総合保育大学特任教授）

●お申込みは、書店、都道府県・指定都市社会福祉協議会または下記へ●

全社協出版部受注センター 全国社会福祉協議会 出版部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新館が関ビル

受注専用 TEL.049-257-1080 FAX.049-257-3111
zenshakyo-s@shakyo.or.jp

成年後見システム

業務フローに沿った情報管理で「わかりやすく・簡単」管理
ご経験をつまれた方からこれから始められる方まで成年後見実務を力強くサポート

TYPE H 社会福祉士様 各種法人様向け
TYPE P 都道府県社会福祉士会会員様向け

機能とポイント

- 家裁申立・報告書類作成
- 基本情報登録(身上監護項目)
- 財産管理
- 出納帳
- 業務日誌
- 預り品管理
- スケジュール管理
- 後見収支プランニング機能
- 後見終了後の財産引渡用受領書ひな型
- 書式カスタマイズ機能

通常価格の約半額! 特価キャンペーン実施中!

ラインナップ	キャンペーン価格
成年後見システム Type H・P(ライト版)	30,800円(税・送料込)
成年後見システム Type H・P(スタンダード版)	52,800円(税・送料込)

※ライト版は被後見人の案件管理件数が3件まで、スタンダード版は無制限です。
※キャンペーン期間は2027年3月末日までです。詳しくはホームページをご確認ください。

法律とコンピューター
株式会社「リーガル」
https://www.legal.co.jp/

本社 TEL 089-957-0494
東京営業所 TEL 03-5360-1755
名古屋営業所 TEL 052-856-2090
大阪営業所 TEL 06-6940-3440
福岡営業所 TEL 092-432-9078

事務局組織図 (2026年6月1日現在)

事務局長
牧野 一義
事務局次長
北村裕美子

総務・組織運営グループ

北村裕美子 (課長兼任)
総務グループ業務全般
草川 茂 (課長補佐)
総務、網紀、契約、労務
庄子 夏子 (主任)
会員管理、広報
松野由美子 (主任)
経理・出納、委託販売管理、全国大会、統一模試
高橋 順子 (主任)
生涯研修センター、実習指導、SV、認定社会福祉士 (名簿登録)
桑島 愛
会員管理、保険
林 瑠果
組織、学会

企画グループ

荒木 千晴 (課長)
企画グループ業務全般、国際
倉持美保子 (主査)
権利擁護センターぱあとなあ (虐待対応関連)、地域包括ケア
赤沼 裕紀 (主任)
災害支援研修プログラム開発、独立型社会福祉士
中野 駿 (主任)
司法福祉、生活困窮者支援、多文化
鏡 健幸
権利擁護センターぱあとなあ (後見関連)
長谷川伶音
子ども家庭支援

認定社会福祉士制度推進グループ

牧野 一義 (課長兼任)
認定社会福祉士制度推進グループ業務全般
柏谷 千晶 (主任)
認定社会福祉士認証・認定機構 (研修認証、SV、認定研修)
北村 毅 (主任)
認定社会福祉士認証・認定機構 (個人認定、SV登録、更新研修)
基礎研修 (総務グループ兼務)

四谷事務局だより

行事予定・カレンダー

6月

13日(土)～14日(日)認定社会福祉士更新研修
14日(日)第1回生涯研修センター協議会
20日(土)第3回業務執行理事打合せ 第3回理事会 第38回通常総会
21日(日)第2回生涯研修センター企画・運営委員会
29日(月)虐待対応標準研修作業チーム

7月

4日(土)第4回業務執行理事打合せ
4日(土)～5日(日)日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(青

森大会)

5日(日)第1回学会運営委員会
13日(月)第2回権利擁護推進あり方検討委員会
18日(土)第5回業務執行理事打合せ 第4回理事会
20日(月)第3回生涯研修センター企画・運営委員会
25日(土)生活困窮者支援委員会、地域包括ケア推進委員会合同会議
26日(日)第2回学会運営委員会 第1回権利擁護推進に向けた協議会(ぱあとなあ連絡協議会)

8月

2日(日)認定社会福祉士登録推進委員会

8日(土)児童家庭支援ソーシャルワーク研修(1日目)
22日(土)第6回業務執行理事打合せ 第5回理事会
23日(日)第4回生涯研修センター企画・運営委員会
29日(土)独立型社会福祉士都道府県士会意見交換会
29日(土)児童家庭支援ソーシャルワーク研修(2日目)
30日(日)独立型社会福祉士委員会

都道府県社会福祉士会 会員情報

4月30日付 会員数 46,445人
4月中 入会 会員数 951人
前年同月会員増減数 618人増
前年同月会員増減率 1.35%増